

2019年4月5日

株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの開始について

島根銀行（頭取 鈴木良夫）は、株式会社SBI証券（本社：東京都港区、代表取締役社長 高村正人）と提携し、2019年4月8日（月）より、金融商品仲介業サービスを開始することといたしましたのでお知らせします。

金融商品仲介業サービスの開始により、SBI証券が取り扱う、様々な金融商品・サービスを提供し、お客様の資産形成をサポートすることが可能となります。

当行は、今後ともお客様のニーズにお応えできる商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. サービス概要

当行のホームページを通じて、お客様のSBI証券での証券総合口座開設をサポートすることにより、SBI証券が取扱う様々な金融商品を購入する機会を提供いたします。

<イメージ図>



当行ホームページに、右記のバナーを用意しております。バナーをクリックしていただくことで、お申し込み手続きを案内するページに進みます。お申し込みにあたっては、金融商品仲介業務等に関するご注意事項等をご確認のうえ、手続きを行ってください。

<バナー> 2019.4.8現在



2. サービス開始日

2019年4月8日（月）

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務企画グループ
担当：藤本 TEL(0852) 24-1240

【SBI証券の概要】（2018年3月末現在）

商号	株式会社SBI証券
本店所在地	東京都港区六本木 1-6-1
代表者	代表取締役社長 高村正人
資本金	483億2,313万円
金融商品取引業者登録番号	関東財務局長（金商）第44号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【金融商品取引法に係る表示】

商号	株式会社島根銀行
登録金融機関登録番号	中国財務局長（登金）第8号
加入協会	日本証券業協会

【金融商品仲介業務等に関するご注意事項】

- ・当行は、金融商品仲介業務等を行う登録金融機関として、株式会社SBI証券を委託金融商品取引業者として金融商品仲介業務等を行っています。
- ・金融商品仲介業務等における金融商品等は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ・ご購入いただいた金融商品等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預かりのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破たんした際にも委託金融商品取引業者の整理処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万が一、委託金融商品取引業者が破たんした際に、分別管理に不備がありお客さまの資産を返還できなくなった場合「投資者保護基金」によりお客さま1名あたり1,000万円まで補償されます。
- ・当行は委託金融商品取引業者とは別法人であり、金融商品仲介取引にあたっては、委託金融商品取引業者の証券口座の開設が必要です。（金融商品仲介の口座開設をお申し込みいただくと、お取引口座は委託金融商品取引業者に開設されます。）
- ・当行には委託金融商品取引業者とお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。従って、委託金融商品取引業者とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- ・当行において金融商品仲介取引をされるか否かが、お客さまと当行の預金・融資等のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介取引に影響を与えることはありません。
- ・当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介業務等における金融商品等やサービスは、委託金融商品取引業者によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・金融商品仲介業務等における金融商品等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失を生じるおそれがあります。
- ・お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・同じ投資信託でも当行の店頭での取扱と、委託金融商品取引業者による取扱とでは手数料等が異なる場合があります。
- ・各金融商品等のリスクおよび手数料等の情報の詳細および最良執行方針については、委託金融商品取引業者ホームページ等にてご確認ください。
- ・各金融商品等のお取引に際しては、委託金融商品取引業者より交付される契約締結前交付書面、目論見書または約款等の内容を必ずご確認くださいのうえ、投資判断はご自身でされるようお願い申し上げます。

以上